

(証券コード：8885)

2020年3月12日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号
国際浜松町ビル5階

株式会社 ラ・アトレ

代表取締役社長 **脇田 栄一**

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階 「藤」
（末尾「株主総会会場のご案内」をご参照下さい）
3. 会議の目的事項
報告事項 第30期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）事業報告及び
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式移転計画承認の件
第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.lattrait.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会の提供書類には記載しておりません。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.lattrait.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

I 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直し基調を維持するなど、国内需要の堅調さを背景に緩やかな回復傾向が続きました。一方、米中通商問題を巡る動向や中東情勢などの海外経済の不確実性に加え、消費税率引上げ後の消費マインドの落ち込みが懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

不動産業界においては、2020年のオリンピック開催に向けた不動産開発に加え、オフィス市場の活況、外国人観光客等の増加による店舗・ホテル需要の高まりや再開発事業等の進展を背景に中核都市を中心に地価上昇傾向がみられません。

不動産経済研究所の調べによると、首都圏新築マンションの2019年の発売戸数は31,238戸と前年を15.9%下回り、3年ぶりに減少いたしました。初月契約率は平均が62.6%と前年比0.5ポイントアップし4年連続で60%台となりました。また、1㎡当たり平均単価は前年比1.2%上昇の87万9,000円、平均価格は前年比1.9%上昇の5,980万円と2年ぶりの上昇となるなど、地価や建築費の高騰により価格が上昇したものと思われま。

一方、東日本不動産流通機構の調べによると、首都圏中古マンションの2019年の成約件数は前年比2.4%増の38,109件で過去最高となり、成約物件の1㎡当たり平均単価は7年連続で上昇しました。また、1億円超の成約件数は8年連続で上昇しており、都心部における高価格帯マンション需要の増加が要因の一つであると考えられます。

このような環境の中、当社は、再生不動産販売部門においては、活況が続く中古マンション市況の好影響を受け、販売価格が1戸1億円を超える「100Million-Renovation」や販売価格が1戸2億円を超える「200Million-Renovation」など、首都圏における戸別リノベーションマンション事業の仕入れ及び販売に注力しました。また、新築不動産販売部門においては、好調に推移する商業ビルやホテル等の収益不動産開発に重点を置き、都市型商業ビル開発「A＊Gシリーズ」や長期滞在のインバウンド需要に対応した「L Aホテルシリーズ」など複数のプロジェクトを展開してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高及び損益に関わる業績は以下のとおりとなりました。

① 売上高

- (i) 新築不動産販売部門では、収益不動産開発「A＊G中目黒」及び「A＊G高円寺」の引渡しが完了したこと、土地企画販売業務「大森北プロジェクト」及び「東十条プロジェクト」の引渡しが完了したこと等により、売上高4,981百万円（前期比85.4%増）となりました。
- (ii) 再生不動産販売部門では、戸別リノベーション販売部門において、リノベーションマンションを62戸引渡したことで、インベストメント業務「西新宿1丁目プロジェクト」の完了等により、売上高6,124百万円（同62.0%増）となりました。

なお、セグメント別売上高の概況は以下のとおりであります。

セグメント	金額 (千円)	構成比 (%)
不動産販売事業	11,105,732	96.4
(新築不動産)	(4,981,276)	(43.2)
(再生不動産)	(6,124,455)	(53.1)
不動産管理事業	419,140	3.6
その他事業	237	0.0
合計	11,525,109	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は1,352百万円（前期比38.6%増）となりました。

その結果、営業利益は2,112百万円（同167.0%増）となりました。

③ 経常利益

営業外収益51百万円、営業外費用263百万円を計上した結果、経常利益は1,900百万円（前期比196.5%増）となりました。

④ 当期純利益

法人税等を633百万円、法人税等調整額を△36百万円計上した結果、当期純利益は1,304百万円（前期比194.6%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

① 重要な設備投資

事業用土地(賃貸用)の取得費用	土地	530,000千円
賃貸マンション用地の取得費用	土地	170,000千円
事業用土地(賃貸用)の取得にかかる付随費用	土地	29,409千円
賃貸マンション用地の取得にかかる付随費用	土地	11,601千円
賃貸マンションの建物建設費用	建物	15,810千円

② 重要な固定資産の売却、除却
該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社は2012年12月期（決算期変更により9ヶ月決算）から2019年12月期まで、8期連続で当期純利益ベースで黒字を継続しております。拠点も、全国主要都市に配置し、特に好況に沸く福岡エリアにおいては、更なる営業基盤の強化を図るべく福岡支店の拡充に努めるなど、事業を拡大してまいりました。一方で、過大な事業リスクを取りすぎることがないよう、着実な業績の拡大を図っていく所存です。

今後も、低リスクで安定的な収益が獲得できる不動産賃貸事業などのインカムゲイン型不動産事業と、積極的な収益獲得が見込める不動産開発事業などのキャピタルゲイン型不動産事業をバランス良く組み合わせることによって、全体として無理のない安定的で持続的な企業成長を目指します。

また、長期的事業拡大の方策の一つとして、不動産ビジネスの周辺事業の拡大や新規事業への進出について、VTホールディングス株式会社の住宅関連事業グループ傘下である株式会社エムジーホーム及び株式会社アーキッシュギャラリーとの業務提携やM&A戦略の検討を含めて、リスクを考慮しつつ展開してまいりました。

このような現状を踏まえ、今後より一層の成長を推し進めるために、戦略的なグループ経営の展開という観点から、持株会社へ移行することとし、2020年2月13日の取締役会において、単独株式移転により純粋持株会社となる「株式会社LAホールディングス」を設立することを決議いたしました。

この体制変更により、グループ全体の機動力や競争力の強化、M&A推進による事業拡大と人材獲得・育成、グループ経営資源の最適化、経営戦略の迅速な意思決定の実行、コーポレートガバナンスの強化等に注力し、戦略的なグループ経営体制を構築してまいります。

(9) その他、会社の経営の重要な事項

該当事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第27期	第28期	第29期	第30期(当期)
	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
売 上 高	4,573,217	8,106,918	7,001,189	11,525,109
経 常 利 益	223,482	621,253	640,987	1,900,557
当 期 純 利 益	185,242	443,509	442,976	1,304,882
1株当たり当期純利益	43.85円	93.02円	83.99円	247.37円
総 資 産	11,016,033	12,983,763	16,337,635	21,269,862
純 資 産	1,740,443	2,626,203	3,023,600	4,291,533

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、第29期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(11) 重要な親会社及び子会社

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ラ・アトレ レジデンシャル	10,000千円	100.0%	再生不動産の事業企画及び販売、新築不動産の販売代理、不動産仲介等
L'ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.	500千ドル	49.0%	不動産の投資開発

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容

1. 新築不動産開発・販売事業
2. 再生不動産販売事業
3. 不動産管理事業

(13) 主要な事業所

本 社：東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階
札幌支店：北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地24号 第2山崎ビル7階
松本支店：長野県松本市蟻ヶ崎台20番2
名古屋支店：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目25番17号 三喜ビル6階
大阪支店：大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-1000号 大阪駅前第四ビル10階
福岡支店：福岡県福岡市中央区天神一丁目15番6号 綾杉ビル4階

(14) 従業員の状況

区 分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	24名	2名増	44.6歳	4年8ヶ月
女 子	11名	1名増	36.2歳	3年10ヶ月
合計又は平均	35名	3名増	42.0歳	4年6ヶ月

(15) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,961,667千円
大 東 京 信 用 組 合	1,595,666千円
株 式 会 社 S B J 銀 行	1,164,000千円
株 式 会 社 東 和 銀 行	1,059,000千円
湘 南 信 用 金 庫	915,831千円

(16) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,275,000株（自己株式81株を含む）
- (3) 株主数 3,789名（うち単元株主数 3,684名）

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
合同会社城山21世紀投資	490,700	9.3
サマーバンク 合同会社	427,000	8.1
泉 水 開 発 株 式 会 社	405,000	7.7
八 尾 浩 嗣	290,600	5.5
サマーリバー合同会社	278,700	5.3
嶋 崎 弘 之	244,300	4.6
築 地 株 式 会 社	220,000	4.2
脇 田 栄 一	141,200	2.7
昭栄電気工具株式会社	140,000	2.7
細 川 治 城	100,000	1.9

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2019年4月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,000個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式100,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり1円
- ・増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年4月27日から2029年4月10日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括し

てのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	1,000個	100,000株	3人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 栄 一	
取 締 役	自 見 信 也	事業開発本部長 株式会社ラ・アトレジデンシャル 取締役
取 締 役	八 尾 浩 嗣	管理本部長
取 締 役	船 津 雅 弘	リンクス有限責任監査法人 代表社員 株式会社ラ・アトレジデンシャル 監査役
取 締 役	福 田 大 助	山王シティ法律事務所 パートナー弁護士 田中商事株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	阿 部 慎 介	
監 査 役	佐 藤 明 充	佐藤税理士法人 代表社員 東光監査法人 代表社員
監 査 役	江 口 正 夫	海谷・江口・池田法律事務所 代表者

- (注) 1. 取締役船津雅弘氏及び取締役福田大助氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役船津雅弘氏及び取締役福田大助氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役佐藤明充氏及び監査役江口正夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役佐藤明充氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額と定めております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 131,253千円 (うち社外取締役 2名 3,000千円)

監査役 3名 15,600千円 (うち社外監査役 2名 4,200千円)

(注) 上記取締役に対する報酬等の額には、業績連動型報酬50,000千円及び株式報酬型ストックオプション報酬に係る費用計上額23,053千円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役船津雅弘氏は、リンクス有限責任監査法人の代表社員であります。当社と同法人との間には資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役福田大助氏は、山王シティ法律事務所のパートナー弁護士及び田中商事株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。当社と同事務所及び同社との間には資本関係及び取引関係はありません。
- ・監査役佐藤明充氏は、佐藤税理士法人の代表社員及び東光監査法人の代表社員であります。当社と両法人との間には資本関係及び取引関係はありません。
- ・監査役江口正夫氏は、海谷・江口・池田法律事務所の代表者であります。当社は、同法律事務所の代表者である同氏との間において法律顧問業務等の委託取引があり、弁護士報酬は、契約等に基づき決定しております。

② 各社外役員の当事業年度における活動状況

- ・社外取締役船津雅弘氏は、当事業年度に開催した定時取締役会13回中12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・社外取締役福田大助氏は、2019年3月28日就任以降、当事業年度に開催した定時取締役会10回中10回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、当事業年度に開催した定時取締役会13回中9回、また、当事業年度中に開催した監査役会14回中10回に出席し、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・社外監査役江口正夫氏は、当事業年度に開催した定時取締役会13回中13回、また、当事業年度中に開催した監査役会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

18百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積もりの妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「匿名組合の財産管理報告書に関する契約上定められた計算手続及び会計帳簿からの転記の正確性に関する確認業務」を委託して、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が生じた場合、その他解任又は不再任が適切と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI 会社の業務の適正を確保するための体制

1. 会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置づけ、代表取締役社長及び各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないよう、監督できる体制を構築・維持する。
- ② 法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するために、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長及び各取締役は、率先垂範して取組むとともに、浸透に努める。
- ③ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、社内に周知し、コンプライアンス体制を推進する。
- ④ 反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- ⑤ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
- ⑥ 法令違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができる体制を構築するとともに、必要となる対外公表を適時適切に行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために、社内諸規程を適時適切に見直す体制を維持する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
- ③ 適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理に関する規程に基づき、日常的に継続してリスクを認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
- ② リスク管理においては、事故事例の掌握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じ、適時適切に対策を講じる。
- ③ 内部監査室はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に定期的に報告するとともに、監査役にも定期的に報告する。
- ④ 不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を構築する。

- ⑤ 不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに必要なリスク管理対策を講じるとともに、適時適切な情報開示を行う。
- (4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社は社外取締役を選任し、業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議、その他の会議体において効率的な意思決定を図る。
- ② 取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ③ 取締役の業務執行が、効率的に施策の立案・実施される体制を整備し、問題があれば適時に見直しを図る。
- (5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体に周知徹底を行う。
- ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の会社規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、子会社等に損失のリスクが発生し、これを掌握した場合には、直ちに発見された損失のリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、代表取締役社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ④ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) **監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**
- ① 監査役の職務を補助するため、担当部署及び使用人を定める。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。
- (7) **監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役を補助すべき使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役等の指揮命令を受けない。
- ② 監査役を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたとき及び監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議等重要な会議において、適時に報告をする。
- ③ 監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は取締役会のみならず他の社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて代表取締役社長に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、監査役が当社の会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
- ② 代表取締役社長は、本体制に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

(1) 取締役会その他会議体の運用

当社では、社外取締役2名及び社外監査役2名を交えた取締役会を毎月開催しており、主要な業務運営状況について定期的に報告するとともに、職務権限表に基づく決裁事項を上程、決議しております。

また、毎週経営幹部を集めた幹部会議を開催し、業務運営に関わる重要な事項を報告、協議しております。一定以上の金額のプロジェクトを開始するに当たっては、主要メンバーで構成するプロジェクト会議の決議を必要とし、業務運営の適正性を確保しております。

(2) コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員を選任し、必要に応じてコンプライアンス状況について確認を行う体制を整えております。

(3) 監査体制

監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、全社的な業務運営体制について適切な監視を行っております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますので、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続していく所存です。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	【16,899,469】	流 動 負 債	【9,456,355】
現金及び預金	2,667,200	買掛金	498,919
売掛金	416,453	短期借入金	5,752,233
販売用不動産	6,384,989	1年内返済予定の長期借入金	1,573,400
仕掛販売用不動産	6,535,144	リース債務	754
前渡金	158,950	未払金	124,175
共同事業出資金	166,623	未払費用	9,187
前払費用	36,809	未払法人税等	592,104
立替金	304,885	未払消費税等	82,523
短期貸付金	152,509	前受金	219,340
その他の	76,803	預り金	503,498
貸倒引当金	△900	前受収益	29,879
固 定 資 産	【4,364,109】	賞与引当金	19,740
有 形 固 定 資 産	(3,749,678)	役員賞与引当金	50,000
建物	2,117,184	その他	597
構築物	7,682	固 定 負 債	【7,521,974】
車両運搬具	0	長期借入金	6,750,182
工具、器具及び備品	1,673	社債	100,000
土地	1,602,363	リース債務	565
建設仮勘定	20,774	長期預り敷金保証金	389,198
無 形 固 定 資 産	(107,141)	資産除去債務	83,382
借地権	106,119	匿名組合出資預り金	191,250
リース資産	879	その他	7,395
ソフトウェア	142	負 債 合 計	16,978,329
投資その他の資産	(507,289)	純資産の部	
投資有価証券	98,610	株 主 資 本	【4,283,639】
関係会社株	65,578	資本金	(483,934)
出資	13,939	資本剰余金	(733,535)
長期貸付金	120,000	資本準備金	438,214
長期前払費用	15,294	その他資本剰余金	295,321
繰延税金資産	69,382	利 益 剰 余 金	(3,066,182)
その他	124,482	その他利益剰余金	3,066,182
繰 延 資 産	【6,283】	繰越利益剰余金	3,066,182
株式交付費	1,594	自 己 株 式	(△12)
社債発行費等	4,689	評価・換算差額等	【△24,116】
		その他有価証券評価差額金	△18,985
		繰延ヘッジ損益	△5,130
		新 株 予 約 権	【32,010】
資 産 合 計	21,269,862	純 資 産 合 計	4,291,533
		負 債 純 資 産 合 計	21,269,862

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,525,109
売 上 原 価		8,060,710
売 上 総 利 益		3,464,399
販売費及び一般管理費		1,352,270
営 業 利 益		2,112,129
営業外収益		
受 取 利 息	6,302	
受 取 配 当 金	1,151	
業 務 委 託 収 入	20,000	
売 電 収 入	5,692	
有 価 証 券 売 却 益	950	
違 約 金 収 入	11,859	
雑 収 入	5,508	51,465
営業外費用		
支 払 利 息	199,905	
社 債 利 息	470	
支 払 手 数 料	44,350	
株 式 交 付 費 償 却	2,663	
社 債 発 行 費 等 償 却	3,799	
雑 損 失	11,849	263,037
経 常 利 益		1,900,557
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,000	1,000
税 引 前 当 期 純 利 益		1,901,557
法人税、住民税及び事業税		633,091
法人税等調整額		△36,417
当 期 純 利 益		1,304,882

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	483,934	438,214	295,321	733,535	1,835,149	△12	3,052,606
当期変動額							
剰余金の配当					△73,849		△73,849
当期純利益					1,304,882		1,304,882
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	1,231,033	—	1,231,033
当期末残高	483,934	438,214	295,321	733,535	3,066,182	△12	4,283,639

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△24,453	△8,114	△32,567	3,562	3,023,600
当期変動額					
剰余金の配当					△73,849
当期純利益					1,304,882
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,467	2,984	8,451	28,447	36,899
当期変動額合計	5,467	2,984	8,451	28,447	1,267,932
当期末残高	△18,985	△5,130	△24,116	32,010	4,291,533

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

株式会社ラ・アトレ
取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松村 隆 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近田直裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラ・アトレの2019年1月1日から2019年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年2月13日開催の取締役会において、2020年3月27日開催予定の定時株主総会における承認決議等の所定の手続きを経た上で、2020年7月1日（予定）を期日として、会社単独による株式移転により純粋持株会社を設立することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものでない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月11日

株式会社 ラ・アトレ 監査役会

常勤監査役	阿部 慎介 ㊟
社外監査役	佐藤 明充 ㊟
社外監査役	江口 正夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案しながら業績に応じて配当を実施することとし、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした配当性向を「10%以上20%目標」とする利益還元を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、当事業年度の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
1株につき50円（総額263,745,950円）
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年3月30日

第2号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2020年7月1日を効力発生日（予定）として、単独による株式移転の方法により、純粋持株会社（完全親会社）である株式会社LAホールディングス（以下、「持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2020年2月13日開催の取締役会において決議いたしました。本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由

当社は、早くから事業の多角化に取り組み、新築不動産販売から再生不動産販売、商業施設開発、高齢者住宅事業、ホテル事業、不動産賃貸まで全方位の事業ポートフォリオの構築を続け、経済環境、社会環境、不動産市況等の外部環境の変化に耐えうるビジネスモデルを確立しております。また、「再拡大期」と位置付ける2019年からの中期経営計画において、事業チャネルの多様化によるビジネスの発展及び持続的な企業成長を目指していくことをテーマに掲げ、経営の効率化を図るとともに、より強固な事業体制の構築を推進してまいりました。

一方、当社を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少や気候変動、国際競争の激化、マンション価格の高騰、デジタルテクノロジーの飛躍的な進化等により急速に変化を遂げています。

このような環境・市況の変化に対応するために、今後、当社においては、グループにおける役割分担を明確にした戦略的なグループ経営を展開していくことが重要であると考えております。これらを踏まえ、グループ全体の機動力や競争力の強化、M&A推進による事業拡大と人材獲得・育成、グループ経営資源の最適化、経営戦略の迅速な意思決定の実行、コーポレートガバナンスの強化等を目的とするグループの組織体制構築を推進していくという観点から、新たなグループ経営体制として持株会社体制へ移行することにいたしました。

① グループ全体の機動力や競争力の強化

ビジネスを取り巻くあらゆる環境・市況の変化に対して迅速な対応ができるスピード経営が求められるなかで、機動力や競争力を備えたより強固なグループ組織体制の構築に取り組んでまいります。

② M&A推進による事業拡大と人材獲得・育成

持続的な企業成長や企業価値向上をグループ経営における最重要課題と位置付け、これらの実現に向けた積極的なM&A推進による事業拡大や新規事業創出、優秀な人材獲得・育成を目指し、経営基盤の安定化を図ってまいります。

③ グループ経営資源の最適化

グループ経営戦略のもと、高い付加価値や成長性が期待できる事業等への経営資源のシフトなど、積極的な事業ポートフォリオマネジメントによる経営資源の最適配分を行うことで、更なる収益性の向上及び経営の効率化を図ってまいります。

④ 経営戦略の迅速な意思決定の実行

持株会社と各子会社の役割を明確化することにより、持株会社はグループ経営における戦略の策定や迅速な意思決定の実行が可能となり、また各子会社は機動的な業務執行体制を構築することで、グループ経営機能の強化による企業価値向上を目指してまいります。

⑤ コーポレートガバナンスの強化

企業活動を通じて持続的な企業成長とともに企業の社会的責任を果たすうえで、監督機能と業務執行機能の分離をより明確化し、グループ経営におけるコーポレートガバナンス体制の更なる強化を図ることで、経営の透明性・健全性を高めてまいります。

なお、本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となりますが、新たに設立される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所 J A S D A Q 市場にテクニカル上場申請を行う予定であります。上場日は株式会社東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2020年7月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社ラ・アトレ（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（株式移転）

第1条 甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第8条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

(目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第2条 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙1「株式会社L Aホールディングス 定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社L Aホールディングス」とし、英文では「LA Holdings Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は東京都港区海岸一丁目9番18号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は、1700万株とする。

2 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社L Aホールディングス 定款」記載のとおりとする。

(設立時取締役及び設立時監査役)

第3条 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

脇田 栄一

自見 信也

八尾 浩嗣

栗原 一成

福田 大助 (社外取締役)

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

神保 剛

佐藤 明充 (社外監査役)

江口 正夫 (社外監査役)

(設立時会計監査人)

第4条 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

興亜監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第5条 乙は、本株式移転に際し、乙の成立の日の前日の最終時 (以下「基準時」という。) における甲の株主名簿に記載又は記録された株主 (以下「本割当対象株主」という。) に対し、その所有する甲の株式に代わり、甲が基準時に発行している株式の総数と同数の乙の株式を交付する。

2 乙は、本株式移転に際し、本割当対象株主に対し、その所有する甲の株式1株につき、乙の株式1株の割合をもって割り当てる。

(資本金及び準備金の額)

第6条 乙の成立の日における乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金2億5000万円
- (2) 資本準備金の額 金1億円
- (3) 利益準備金の額 金0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第7条 乙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の①及び②の甲の各新株予約権の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対し、その所有する甲の当該各新株予約権に代わり、甲が基準時に発行している当該各新株予約権の総数と同数の以下の表の「乙 割当新株予約権」欄記載の①及び②の乙の各新株予約権をそれぞれ交付する。

2 乙は、本株式移転に際し、本割当対象新株予約権者に対し、その所有する以下の表の「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の①及び②の甲の各新株予約権1個につき、以下の表の「乙 割当新株予約権」欄記載の①及び②の乙の各新株予約権1個をそれぞれ割り当てる。

	甲 株式移転計画新株予約権	乙 割当新株予約権
①	株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権（その内容は、別紙2に記載のとおり。）	株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権（その内容は、別紙4に記載のとおり。）
②	株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権（その内容は、別紙3に記載のとおり。）	株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権（その内容は、別紙5に記載のとおり。）

(乙の成立の日)

第8条 乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、令和2年7月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第9条 甲は、令和2年3月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲はこれを変更することができる。

(株式上場)

第10条 乙は、乙の成立の日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ（グロース）への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

第11条 乙の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

(条件の変更及び本株式移転の中止)

第12条 本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由によって、甲の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲は、甲の取締役会決議により、本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第13条 本計画は、甲の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、乙の株式の株式会社東京証券取引所JASDAQ（グロース）への上場について株式会社東京証券取引所の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合は、その効力を失う。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

令和2年2月13日

東京都港区海岸一丁目9番18号
株式会社ラ・アトレ
代表取締役 脇田 栄一 ㊞

(別紙1)

株式会社LAホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社LAホールディングスと称し、英文ではLA Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 不動産の売買、仲介及び販売代理
- (2) 不動産の保有、賃貸、管理及び運用
- (3) 不動産のコンサルティング、測量及び鑑定
- (4) 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売
- (5) 建築工事、土木工事、電気工事、設備工事、造園工事、内装仕上工事等の設計、施工及び監理
- (6) 商業施設、宿泊施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設等の開発、所有、賃貸及び経営
- (7) 有料老人ホームその他高齢者向け施設の開発、所有、賃貸及び経営
- (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- (9) 中高層共同住宅、オフィスビル、店舗ビル等の総合管理業
- (10) 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業等に関する事業
- (11) 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払いその他保証業務
- (12) 家具及びインテリア製品の製造及び販売
- (13) 有価証券の保有、運用、管理、売買及び有価証券への投資
- (14) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理
- (15) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (16) 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業及び投資顧問業
- (17) 不動産及び不動産に関する権利又は有価証券を担保とする金銭の貸付又は仲介並びにその他の金銭の貸与、貸付の事務代行及び債務保証
- (18) 生命保険、損害保険その他保険会社（外国保険業者を含む。）の代理又は代行
- (19) 再生可能エネルギーによる発電事業
- (20) 熱供給事業
- (21) 電気通信事業、電力サービス事業その他電気通信事業法に基づく事業
- (22) 産業廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル業務
- (23) 資産運用、資金調達、経営、財務、経理、総務等に関するコンサルティング及び事務受託業務
- (24) 労働者派遣事業、職業紹介事業、人事コンサルティング業務
- (25) 警備業
- (26) 機械、設備、航空機その他各種動産の賃貸、売買及び保守管理

- (27) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発、設計、販売、運用及び管理
- (28) 広告宣伝、出版等の企画、制作、販売及び代理業務
- (29) 講演会、セミナー、シンポジウムその他イベントの企画及び運営
- (30) 著作権、出版権、翻訳権等の知的財産権の管理、売買及び賃貸
- (31) 郵便物、印刷物、雑貨等の梱包、発送代行及び販売
- (32) その他前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1700万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に関しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程の定めによる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第40条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から令和2年12月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第27条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 固定金銭報酬

報酬の総額は、1億7500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする。

(2) 株式報酬型ストック・オプション

① スtock・オプションに関する報酬等の額

当会社の取締役（社外取締役を除く。以下、本号において同じ。）に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、前号の定めにかかわらず、1億円以内の範囲内で、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とし、新株予約権1個当たりの公正価額の算定は、割当日における当会社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、一般的価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。

なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当会社の取締役に割り当てる一方、新株予約権の割当てを受ける当会社の取締役に對し、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法による。

② 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の内容）

ア. 新株予約権の数

当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の上限は1,000個とする。

イ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当会社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

ウ. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

エ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権1個当たり金1円とする。

オ. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から、割当日から10年を経過する日までとする。

カ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

キ. 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会の決議により決定する。

ク. その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定める。

（監査役の当初の報酬等）

第3条 第35条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、5000万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

(別紙2)

株式会社ラ・アトレ第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

250個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり金71,200円とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成33年6月29日から平成38年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が行使期間開始後に死亡した場合、上記(6)①の規定にかかわらず、その者の代表相続人1名は、代表相続人であることを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成30年6月29日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(別紙3)

株式会社ラ・アトレ第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

1,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり金67,500円とする。

ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2021年4月27日から2029年4月10日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記(6)①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2019年4月26日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(別紙4)

株式会社L Aホールディングス第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

250個

上記新株予約権の数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数をもって発行する本新株予約権の数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式25,000株とし（ただし、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数に100を乗じた数を当該普通株式の総数とする。）、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2021年6月29日から2026年6月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分

の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が行使期間開始後に死亡した場合、上記(6)①の規定にかかわらず、その者の代表相続人1名は、代表相続人であることを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日より1年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の交付日

2020年7月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

(別紙5)

株式会社L Aホールディングス第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の数

1,000個

上記新株予約権の数は、割当予定数であり、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数をもって発行する本新株予約権の数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし（ただし、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の数に100を乗じた数を当該普通株式の総数とする。）、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

金銭の払込みを要しない。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2021年4月27日から2029年4月10日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額

の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、上記(6)①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の交付日

2020年7月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新

株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以上

3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって持株会社（完全親会社）を設立するものであり、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆様の所有する当社普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

これにより、持株会社が交付する新株式数は、普通株式5,275,000株となる予定です。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。また、本株式移転の効力発生までに、当社が現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式については消却することを予定しているため、持株会社の普通株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、本株式移転の効力発生までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、持株会社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

なお、上記のとおり、本株式移転は当社単独による株式移転でありますので、第三者機関の算定を行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

また、持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定められており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式移転に際して、当社が発行している新株予約権については、当社新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて、当社新株予約権と同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権を交付し、割り当てることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると考えております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

4. 持株会社の取締役となる者に関する事項

持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 割当てられる持株会社の株式数
わきた えい いち 脇田 栄一 (1968年7月30日生)	2012年6月 当社代表取締役副社長兼不動産管理部長 2013年3月 当社代表取締役社長（現任）	(1) 141,200株 (2) 141,200株
じ み のぶ や 自見 信也 (1961年9月29日生)	1990年12月 当社設立常務取締役 1996年6月 当社専務取締役 2009年3月 株式会社ラ・アトレジデンシャル代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役副社長 2011年6月 株式会社ラ・アトレジデンシャル代表取締役社長退任 2012年2月 同社取締役 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 当社取締役不動産再生事業部長 2016年8月 株式会社ラ・アトレジデンシャル取締役（現任） 2018年3月 当社取締役事業開発本部長（現任）	(1) 68,900株 (2) 68,900株
や お ひろ し 八尾 浩嗣 (1965年8月11日生)	2011年12月 当社戦略事業部顧問 2012年6月 当社取締役戦略事業部長 2014年1月 当社取締役アセットソリューション事業部長 2017年8月 当社取締役戦略事業部長兼札幌支店長 2018年3月 当社取締役管理本部長（現任）	(1) 290,600株 (2) 290,600株
くり はら かず なり 栗原 一成 (1971年7月23日生)	1996年4月 三井物産株式会社入社 2000年7月 INGベアリング証券株式会社入社 2001年4月 日興証券株式会社入社 2003年3月 プリヴェチュリーッヒ企業再生グループ株式会社取締役最高財務責任者 2005年1月 日興アントファクトリー株式会社入社 アント・コーポレートアドバイザー株式会社取締役 2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 クレディ・スイス銀行東京支店入行 2019年5月 当社執行役員（現任）	(1) 10,300株 (2) 10,300株

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	(1) 所有する当 社の株式数 (2) 割当てられ る持株会社 の株式数
ふく だ だい すけ 福 田 大 助 (1955年10月27日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 田中商事株式会社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 田中商事株式会社社外取締役（監査 等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー 弁護士（現任） 2019年3月 当社社外取締役（現任）	(1) 一株 (2) 一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、また、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 福田大助氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ており、同氏が持株会社の社外取締役に就任した場合、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
 福田大助氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務及びコーポレートガバナンスに関する専門的な知見を有しており、また、同氏は既に1年間当社の社外取締役として在任しており、公正かつ客観的な立場で意見をいただいております。持株会社においても、取締役の意思決定に際し、監督・指導等を大所高所から助言いただけるものと判断しております。
4. 当社は、福田大助氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり同氏が持株会社の社外取締役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

5. 持株会社の監査役となる者に関する事項

持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	(1) 所有する当 社の株式数 (2) 割当てら れる持株会 社の株式数
じん ぼ つよし 神 保 剛 (1967年1月31日生)	1991年4月 日産自動車株式会社入社 1996年2月 株式会社PALTEK管理本部長 2000年8月 ネットイヤーグループ株式会社財務 部長 2001年11月 株式会社プライムゲート監査役（現 任） 2002年2月 株式会社システム・ケイ取締役財務 担当 2006年1月 有限会社アビリティサポート代表取 締役（現任） 2018年5月 当社内部監査室長（現任）	(1) 一株 (2) 一株
さ とう あき みつ 佐 藤 明 充 (1970年8月11日生)	1992年10月 公認会計士第2次試験合格 1993年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査 法人トーマツ）入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年9月 佐藤公認会計士事務所開業 2001年2月 税理士登録 2004年2月 佐藤税理士法人代表社員（現任） 2004年7月 東光監査法人代表社員（現任） 2013年3月 当社社外監査役（現任）	(1) 一株 (2) 一株
え ぐち まさ お 江 口 正 夫 (1952年10月20日生)	1979年10月 司法試験合格 1982年4月 弁護士登録 我妻・海谷法律事務所（現海谷・江 口・池田法律事務所）入所 1985年4月 最高裁判所司法研究所弁護教官室所 付 1990年4月 日本弁護士連合会代議員、東京弁護 士会常議員、民事訴訟法改正問題特 別委員会副委員長 1995年4月 (旧) 建設省委託貸家業務合理化方 策検討委員会委員 1996年4月 (旧) 建設省委託賃貸住宅リフォー ム促進方策検討委員会作業部会委員 2001年4月 財団法人日本賃貸住宅管理協会理事 2012年4月 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 理事（現任） 2013年4月 東京商工会議所経済法規委員（現 任） 2017年3月 当社社外監査役（現任）	(1) 一株 (2) 一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はなく、また、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 佐藤明充氏及び江口正夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由
 佐藤明充氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士、公認会計士及び東光監査法人代表社員としての経験・見識が豊富であり、また、同氏は既に7年間当社の社外監査役として在任しており、これまでも公正かつ客観的な立場で意見をいただいております。持株会社においても社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 江口正夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務及び不動産法務に精通しており、また、同氏は既に3年間当社の社外監査役として在任しており、これまでも公正かつ客観的な立場で意見をいただいております。持株会社においても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、佐藤明充氏及び江口正夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務に行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏が持株会社の社外監査役に就任した場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、原案どおり神保剛氏が持株会社の監査役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名	称	興亜監査法人
主たる事務所		東京都千代田区神田錦町三丁目17番地
沿革		1982年12月 興亜監査法人設立 2007年5月 日本公認会計士協会に上場会社監査事務所として登録
概要	要	出資金 14百万円 構成人員 社員 (公認会計士) 7名 職員 (公認会計士) 20名 職員 (監査補助職員) 1名 合計 28名 被監査会社 38社

(2020年1月31日現在)

- (注) 興亜監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、持株会社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社内取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	わきた えい いち 脇田 栄一 (1968年7月30日生)	2012年6月 当社代表取締役副社長兼不動産管理 部長 2013年3月 当社代表取締役社長（現任）	141,200株
2	じみのぶ や 自見 信也 (1961年9月29日生)	1990年12月 当社設立常務取締役 1996年6月 当社専務取締役 2009年3月 株式会社ラ・アトレジデンシャル 代表取締役社長 2009年6月 当社代表取締役副社長 2011年6月 株式会社ラ・アトレジデンシャル 代表取締役社長退任 2012年2月 同社取締役 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 当社取締役不動産再生事業部長 2016年8月 株式会社ラ・アトレジデンシャル 取締役（現任） 2018年3月 当社取締役事業開発本部長（現任）	68,900株
3	やおひろ し 八尾 浩嗣 (1965年8月11日生)	2011年12月 当社戦略事業部顧問 2012年6月 当社取締役戦略事業部長 2014年1月 当社取締役アセットソリューション 事業部長 2017年8月 当社取締役戦略事業部長兼札幌支店 長 2018年3月 当社取締役管理本部長（現任）	290,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	※ 栗原一成 (1971年7月23日生)	1996年4月 三井物産株式会社入社 2000年7月 INGベアリング証券会社入社 2001年4月 日興証券株式会社入社 2003年3月 プリヴェンチャーリッチ企業再生グループ株式会社取締役最高財務責任者 2005年1月 日興アントファクトリー株式会社入社 アント・コーポレートアドバイザー株式会社取締役 2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 クレディ・スイス銀行東京支店入行 2019年5月 当社執行役員（現任）	10,300株
5	ふなつまさひろ 船津雅弘 (1959年12月14日生)	1989年10月 公認会計士第2次試験合格・会計士補登録 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1993年2月 公認会計士第3次試験合格 1993年3月 公認会計士登録 1993年6月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）退社 1993年7月 公認会計士事務所開業 1993年8月 税理士登録 2003年6月 当社社外取締役（現任） 2003年12月 リンクス有限責任監査法人設立、代表社員（現任） 2011年6月 株式会社ラ・アトレジデンシャル監査役（現任）	700株
6	ふくだだいすけ 福田大助 (1955年10月27日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 田中商事株式会社社外監査役 2004年6月 ジャパンバイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 田中商事株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019年3月 当社社外取締役（現任）	一株

(注) 1. ※印は、新任候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 船津雅弘氏及び福田大助氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、船津雅弘氏及び福田大助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者とした理由
船津雅弘氏は、過去に社外取締役又は監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、公認会計士及びリンクス有限責任監査法人代表社員としての経験・見識が豊富であり、また、同氏は既に16年9ヶ月間当社の社外取締役として在任しており、公正かつ客観的な立場で意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際し適切な指導をお願いできるものと判断しております。
福田大助氏は、過去に社外取締役又は監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務及びコーポレートガバナンスに関する専門的な知見を有しており、また、同氏は既に1年間当社の社外取締役として在任しており、公正かつ客観的な立場で意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際し、監督・指導等を大所高所から助言いただけるものと判断しております。
5. 当社は、船津雅弘氏及び福田大助氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

株主総会会場のご案内

案内図

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階「藤」
TEL : 03-3437-2011



<交通アクセス>

- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。
(会場) 羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅<B1出口>より徒歩8分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。

(新型コロナウイルスをはじめとする感染予防に関するお知らせ)
新型コロナウイルスをはじめとする感染予防および拡散防止のため、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合があります。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

